

日野療護園

I 施設概要

所在地	東京都日野市落川245番地の1
-----	-----------------

事業種別			定員
第1種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護	55人
		施設入所支援	50人
第2種社会福祉事業	短期入所事業		4人
	一般相談支援事業		—
	特定相談支援事業		—

II 令和3年度の運営方針

6つの運営理念の実現（理念の具現化）に向け、5つの運営方針（①利用者本位のサービスの徹底、②セーフティネットとしての役割の継続、③人材確保・育成の充実強化、④運営体制の強化、⑤地域との連携の強化）により、自主運営施設としての安定的な園運営・経営の構築・継続の取組を行う。

また、全職員が相互に協力しながら園運営体制を支え合うことで、日野療護園で働くことに自信と誇りを持てる職場風土づくりを進めていく。

日野療護園運営理念

1. 一人ひとりが自分らしい人生を送ることができる支援をします。
1. 一人ひとりの信頼と絆を大事にした支援をします。
1. 地域の誰にでも、いつでも、どこでも、いつまでもお役にたてる支援をします。
1. 地域とのつながりを持ち、地域に貢献する支援をします。
1. 明るい笑顔を大切に、心のこもった温かい支援をします。
1. 豊かな感性を持ち、自覚と責任のある支援をします。

新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを考慮し、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその対応について見通しがたたないことから、各事業や取組について、例年どおり実施するものとして策定した。

そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

Ⅲ 実施計画

令和3年3月1日現在、現員49人（うち、区分6が43人、区分5が6人）で、利用者の平均年齢は56.7歳であり、70歳以上の利用者は利用者全体の9人（18.4%）となっている。

身体障害と知的障害・精神障害（※高次脳機能障害を含む。）との重複障害の割合は、利用者全体の25人（51%）に達している。

また、経管栄養者8人（昨年同時期8人）、口腔内吸引10人（同10人）、膀胱カテーテル4人（同3人）、人工肛門3人（同1人）等、医療的ケアを必要とする利用者が増加している。

令和3年度は、こうした利用者状況等を踏まえ、以下の事項に取り組む。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底

虐待等防止委員会において、不適切な支援や虐待の未然防止・早期発見に向けた取組や、虐待が発生した場合の対応について検討する。また、法人全体で実施する「重大事故ゼロ運動」と併せ、虐待の防止に係る取組を強化する。

利用者の安全確保・権利保護（事故防止）、防犯対策等を目的とした見守りカメラについては、利用者のプライバシーに十分配慮した上で運用する。

虐待等防止委員会や「不適切な支援・虐待防止に関する自己点検シート」に基づき、職員意見交換会等の機会を通じて、過去の事業団虐待事例及び園の虐待・不適切な支援の事例等の周知（情報共有）を図り、風化と再発防止に向けて取り組んでいく。

また、新任・転任職員には、新任・転任職員研修の際に、障害者虐待等防止マニュアル、障害者差別解消法等についての周知を図り、権利擁護や虐待に関する知識・意識を高め、支援技術の向上を図っていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会 身体拘束禁止取組	年6回	・ 不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組 ・ 身体拘束禁止の検討及び周知

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（eラーニング型）も実施

(2) アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和2年度の福祉サービス第三者評価のサービスの受審において、更なる改善が望まれる点とされた事項については、改善計画を策定し、改善に取り組んでいく。また、令和3年度もサービス評価を受審し、サービス水準の向上を図っていくとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

(ア) 令和2年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害者支援施設】

- a 利用者の高齢化、重度化に対応するためナースコールケアとタイムケアに基づいて2人体制の介助を遵守し、利用者の自立を支援している。
- b 倫理綱領は業務のガイドラインともなっており、職員のあるべき姿を示し、利用者の尊重やプライバシーの保護の徹底を図っている。
- c ライフワークバランスを重視して働きやすい職場づくりに努めており、職員の不安や負担の軽減でも効果を上げている。

【短期入所】

- a 短期入所利用者の特性や意向に沿った居室の環境設定を実施して、快適な時間と空間を提供している。
- b (【障害者支援施設】) bと同じ。)
- c (【障害者支援施設】) cと同じ。)

(イ) 令和2年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害者支援施設】

- a 園の抱える諸課題の解決やさらなる組織の活性化のために、中堅層の職員の育成が期待される。
- b 2人体制により支援の待ち時間が発生してしまうこともあり、2人体制によるメリットを利用者に訴求し、理解を得ていくことに期待したい。
- c より多くの職員が自らの園の良い点・改善点を認識するきっかけとして、地域の他事業所や、同種の事業所との交流を増やすことを期待したい。

【短期入所】

- a (【障害者支援施設】) aと同じ。)
- b ホームページの短期入所空き情報検索システムについて検討することが期待される。
- c (【障害者支援施設】) cと同じ。)

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害者支援施設】

- a 中堅層の職員育成に係る取組に関して、特に2級職職員についてはリー

ダー的役割を担える人材の育成を目的に、チーフ職への配置や各種委員会、会議等のコアメンバーを担うことで、職級に応じたスキルの獲得を目指す。それ以外の中堅職員についても、経験に基づいた知識、技術の継承と自身の成長を促す。

- b 運営協議会等を通じ、2名介助の取組への理解を利用者に求める。併せて、支援体制の工夫により可能な限り待ち時間を発生させないことや、即時対応できない際の丁寧な対応等について、グループ会議等で検討する。
- c 法人内他事業所への職員派遣（体験実習等）や身体障害者支援施設の見学の機会を設定する。

【短期入所】

- a （【障害者支援施設】 aと同じ。）
- b 短期入所の空き状況については、最新情報をホームページに掲載することで、ニーズへの的確な対応を図る。
- c （【障害者支援施設】 cと同じ。）

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

利用者が苦情を申し立てやすい環境を整えるため、第三者委員及び各グループの苦情受付担当者の写真を園内に掲示するとともに、第三者委員との交流の機会の設定や相談希望者の個別相談の設定を行っていく。新型コロナウイルス感染防止対策により、第三者委員との対面相談の場を設け難い状況の際には、適宜オンライン相談を実施する。

また、申出のあった苦情については、苦情解決委員会等において迅速に対応し、解決策をサービス向上と職員のスキルアップに活かしていく。

第三者委員	相談実施回数
2人（弁護士、自立生活センター事務局長）	年6回

ウ 利用者満足度調査の実施

利用者全員を対象にした聞き取り調査により、率直な意見や要望等を直接聴取し、利用者の声を十分に踏まえたサービスの向上や改善に取り組んでいく。

実施内容	実施時期
テーマ未定	1～2月

(3) アクション③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護に関する方針」(プライバシーポリシー)、「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者を配置して、個人情報の適正な管理、情報セキュリティの強化を徹底する。また、情報セキュリティの観点から、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)ガイドラインによる適切な運用(ICT環境の変化に対応した改定等)を図っていく。

イ リスクマネジメントの徹底

日々の利用者支援やヒヤリハット・アクシデント事案の記録を適切に残すことが事故防止のために重要であることを園全体に周知するとともに、リスクマネジメント委員会を中心に、ヒヤリハット・アクシデント事例の収集・分析及び対策の検討とその実施のサイクルを定着させ、リスクマネジメント体制の強化を図る。また、リスク管理に関わる各マニュアルについては、適時改訂等を行い、リスクに備えた体制を整備する。

万が一にも事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事故の検証と原因の究明、問題点への対応を図り、再発防止を徹底する。

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策については、都度状況を的確に把握しつつ、国や都の指針を踏まえた上で、利用者の安全安心を第一義に考えた対応を徹底する。外出の自粛、面会の中止等、利用者の余暇支援やご親族等との交流に一定の制限を設けざるを得ない状況下においては、リモート外出やオンライン面会の実施等、代替策を講じることでQOLの維持を目指す。

その他、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症対策についても、感染症対策マニュアルに基づき、感染予防や感染拡大の防止に努める等、迅速かつ適切に対応する。

いずれにおいても、適宜感染症対策委員会を招集して対応策の検討・周知を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	適宜	マニュアルの検討及び周知
感染症対策委員会(新型コロナウイルス関連)	適宜(当面は隔週)	委員会開催時点での感染拡大状況を踏まえ、対策を検討
感染症対策委員会(新型コロナウイルス以外の感染症等を対象)	適宜	インフルエンザ等の感染症対策の検討

(4) アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

相談支援専門員（兼任の地域コーディネーター）を中心に、利用者の地域移行への希望の聞き取り等を行うとともに、施設から地域生活移行を希望する利用者への情報提供や助言、他機関（地域CIL等）との連携・協働による地域生活移行支援を行っていく。また、地域生活移行者へのアフターフォロー、障害者等の地域生活定着支援を図っていく。

* 地域生活移行

地域生活移行者数	1人
----------	----

* 地域や他施設への移行に向けた取組

グループホーム見学	2回
-----------	----

(5) アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修

令和5年度に控えた移転・改築に向け、関係各所との連携を密にする。園内においても建築計画や導入物品の検討、移転後のサービス拡充への対応、新名称の決定等、多岐に渡る取組については、「建て替え等サービス検討会議」を軸にしつつ、職位や職歴にとらわれないフレキシブルな姿勢で臨む。

移転予定先の近隣住民との関わりについては、問い合わせや要望に対して真摯に対応することで、移転後円滑な関係性を形成、維持できるよう努める。

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成及びアクション④ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学やインターンシップを実施し、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

職員間の相互協力体制の強化や、職位・職歴を問わず誰もが自らの意見や思いを提示できる職場風土の形成。ライフワークバランスの更なる推進や介護機器導入による支援負担の軽減などの働きやすい職場づくりを目指すことで、離職防止を図る。

イ OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当（チューター）を配置し、OJTの推進体制の整備（日常業務を通じたOJTを定着化、活性化）を図っていく。

また、利用者本位のサービスの安定的な提供、安全安心を基本とした、質の高い支援技術（スキル）と専門性を兼ね備えた職員を育成していくために、継続的

なOJT体制の仕組みである2人介助体制での支援を進めていく。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

OJTを基本に据えながら、非常勤職員も含めた職員一人ひとりの職務習熟度、職層等に応じたOFF-JT（他施設見学、研修報告会、外部講師による園内研修等）を有効的に結び合わせた人材育成を進めていく。

新任・転任職員の人材育成（プログラム）については、安全安心な利用者支援技術（スキル）の習得が図られる研修体制の実施を図っていく。また、今後の園運営の中核を担う職員の育成については、外部機関が主催する研修への積極的な参加や園内研修等をとおして、職場の課題解決に主体的に取り組むことのできる指導力（次世代を担うリーダー）を育成していく。

育成管理と職員個々の研修ニーズの双方への対応する策として、昨年度に引き続きオンライン研修システムを導入する。これにより、業務の隙間時間の利用や研修派遣に伴う職員配置の調整の負担軽減といった二次的な効果を得ることが可能となる。

支援困難ケース事例、利用者の身体・健康状態の変化、入院加療後（医療機関への入院後）の支援方法の変更等に迅速に対応していくために、適時カンファレンスを行い、適切な支援体制の構築を図っていく。また、利用者の意向を尊重した利用者支援（権利擁護等）や専門性の向上に向けた人材の育成を図っていく。

研修内容	対象者	実施時期
新任・転任職員研修（実務研修）	新任・転任職員全員	4月～6月
職場内研修（スキルアップ研修）	全職員	年2回以上
救命救急講習会	全職員	年2回

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

	令和3年度喀痰吸引等の資格取得者等	
研修終了予定者 （年度末）	特定：5人 不特定：1人	計：6人
在籍登録予定者数 （年度末）	特定：7人 不特定：1人	計：8人

オ 外部専門家、外部医師等との連携

外部専門家によるスーパーバイズ研修の機会を設定し、支援技術等のスキルアップを図り、利用者へのサービスの向上に結びつける機会とする。

(2) アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

最重度障害者や重複障害者、難病や脳血管障害による中途障害の方、医療的ケアが必要な方等、特別な支援が必要な利用者を積極的に受け入れ、セーフティネットの役割を果たしていく。

利用者の高齢化、重度化、虚弱化等に対応するため、嘱託医や関係医療機関や各専門職が協力・連携を図りながら、健康維持、疾病予防の為に適切な支援を行う。また、見守りシステムもりん等のICT機器の活用により、より迅速で的確な支援体制の推進を図っていく。

〈参考 令和3年1月1日現在〉

医療的ケアを必要とする利用者の割合	22.4% (49人中11人)
-------------------	-----------------

イ 専門的な支援の充実

利用者の意向（聞き取り）と丁寧なアセスメントに基づき、生活支援員、医師、看護師、栄養士、理学療法士等の多様な職種（以下、各専門職）からの意見を取り入れた、生活支援計画書及びヘルスケアプランを策定し、それに基づいたきめ細やかな支援を実施していく。

併せて、月1回のカンファレンスを実施していくとともに、利用者の身体・健康状態の変化、入院加療後（医療機関への入院後）の支援や生活環境整備、また支援困難ケース等に迅速に対応していくために、適時カンファレンスを行い、職員間で支援方法等の共通理解を図りながら進めていく。

利用者の高齢化や障害の重度化・重複化に対応するため、各専門職と嘱託医・関係医療機関が連携した医療的ケアの充実を図る。また、生活支援職員によるたん吸引等については、「登録研修機関」として、園内で「特定の者」のたん吸引等の業務ができる職員を計画的に養成していく。同時に「不特定の者」についても、東京都介護職員等における

たんの吸引等研修に職員を受講させ、人材育成に努めていく。

〈再掲〉

	令和3年度喀痰吸引等の資格取得者等	
研修終了予定者 (年度末)	特定：5人 不特定：1人	計：6人
在籍登録予定者数 (年度末)	特定：7人 不特定：1人	計：8人

ウ 生活環境・日中活動の充実

日中活動は、利用者からの要望が高いリハビリテーションを中心に、スポーツ的活動、作業・創作的活動、余暇的活動等を実施していく。

各種プログラムへの参加を希望される利用者が、確実な支援のもと、安全安心かつ意欲的に参加ができるよう、活動設定時間や参加利用者数の調整、職員配置の工夫等を行っていく。また、日中イベント（企画等）を年間10回開催することで、より利用者のニーズに応じていくとともに、利用者が日中生活（活動）に楽しみや意欲の幅が広がるよう取り組んでいく。

リハビリテーションは、「リハビリ個別プログラム」に基づき、理学療法士と生活支援員が協業して平日毎日実施し、利用者の身体機能の維持・向上に努めていく。

リハビリテーション活動	平日毎日	各利用者週4回程度
スポーツ的活動、作業・創作的活動等	随時	ボッチャ、カラオケ等
日中イベント（企画）	10回	年間

（3）アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

ア 専門的な支援技術等の普及啓発

大学・短期大学・専門学校等、福祉人材養成機関等からの依頼に基づき実習生やインターンシップを受け入れ、福祉人材養成に積極的に取り組む。

事 項	実人数／延人数	内訳
介護福祉士等養成実習	7人／124人	社会福祉士、介護福祉士、保育士等
教職課程の介護等体験	15人／75人	東京都社会福祉協議会の要請
人事院介護等実地体験	3人／15人	人事院の要請
施設見学の受入れ	15人／15人	教育機関、公的機関等

3 施設機能を活用した地域等との連携

（1）アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

（ア）短期入所事業

セーフティネット機能の一環としての緊急利用について柔軟に対応していく。短期入所連絡会を開催（年6回以上）し、短期入所利用者の支援等の充実に努めていく。

（イ）生活介護事業（通所）

在宅の障害者のニーズに積極的に応えていくとともに、地域で生活する障害者の生活を支援するとともに利用率の向上を図っていく。

地域サービス内容	対象地域	利用者数
短期入所事業	都内全域	延1,092人
生活介護事業（通所）	日野市、多摩市、八王子市（北野町、大和田町、富士見町以東）	延919人

(ウ) 相談支援事業

地域生活における相談支援の重要性や、地域に相談支援事業所が少ない状況を踏まえ、寄せられた相談に丁寧に対応していくとともに、地域のニーズに応え、地域の福祉資源としての役割を果たす。

基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援にあたっては、他分野の関係機関と連携し、丁寧なアセスメントによる利用者ニーズの把握、権利擁護の支援、関係機関とのネットワークの活用した、サービスを有機的に結びつけた計画を作成する。

地域サービス内容	対象地域	利用者数
特定相談支援事業	日野市、多摩市、国立市	70人

(2) アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

地域の障害者、高齢者と地域住民の交流を目的とした落川交流センターの各種企画に、認可協力施設として参画し、公益的な取組を行っていく。

また、施設や設備の地域開放、近隣地域で開催される各種イベント等に（利用者が作成した作品販売も兼ね）利用者・職員が参画することにより、地域住民と施設利用者の交流の促進を図り、地域に根ざした施設運営に取り組んでいく。

災害活動相互応援協定を結んでいる自治会との総合防災訓練を実施し、地域での協力体制を構築していく。

イ 多様な主体との連携

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の支援を行う等、各種ボランティアの受入れ、地域の障害者団体やNPO法人との協働により、利用者に対して多様なサービスの提供に努める。

また、ボランティアの開拓・定着を図るとともに、積極的にボランティアの育成にも努め、安定した活動ができるよう体制を整備する。

事 項	延人数	内 容
日中活動	300人	喫茶室、キャブ外出、生産活動等
個別対応	35人	居室における対応等
行事	100人	園で主催するイベント等
外出支援・自活訓練	100人	有料介助者等による外出支援 自立生活センター等による自活訓練等

ウ 地域との連携・協力関係の強化

園で主催するイベントへの地域住民の参加や、地域で行われる行事への参加等をとおして、地域と施設の相互交流を推進し、施設及び利用者に対する地域の理解を促すとともに、協力関係を強化する。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域と園を繋ぐイベント等開催	利用者・ボランティア・地域住民を対象に、年2回実施予定
百草園駅前商店会秋祭りへの参加	利用者、職員（9月）
落川交流センター秋のごみゼロ収穫祭等への参加	利用者、職員（11月）
日野市まちづくり市民フェアへの参加	利用者、職員（11月）

エ 災害・防犯対策の取組強化

「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧、日用品等の備蓄を実施し、大規模な災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑えることのできる施設機能を維持する。また、防犯対策の強化を図るとともに、安全・安心に生活できる環境を整備する。さらに、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施する。

水害発生時、最大3メートルの浸水想定区域となっている当園の状況を鑑み、市及び他施設との連携を図る。

災害発生時（水害除く）には、日野市との地域防災協定に基づく二次避難所としての役割を果たす。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練等	年6回	夜間想定・水害対策・炊き出し訓練等
防災部会	年4回	防災訓練等の企画、実施

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

（1）アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

ア 安定的な施設運営

安定的な施設運営に努めていく。経営目標指標による進捗管理を行うとともに、契約内容の精査、光熱水費の節減、日用品の見直し等による経費削減に積極的に取り組んでいく。

イ 効率的かつ円滑な施設運営体制

園委員会・部会体制の効率的かつ有効的な機能が図られるよう、職員一人ひとりが役割と責任を果たし、相互に協力しながら効率的かつ円滑な園運営体制の構

築に取り組んでいく。

(2) アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

ア ウィズコロナ、ポストコロナへの対応

新型コロナウイルス感染症対策により導入した、オンライン面会やリモート外出等については継続実施することで、利用者のニーズに的確に対応する。

管理部門を中心にテレワーク勤務を推奨することで、感染リスクの軽減を図る。

イ 職員の負担軽減

利用者の高齢・重度化により年々増加する介助負担への対応として、必要に応じ介護機器を導入することで職員の負担を軽減し、働きやすい職場を目指す。

ウ 5つのレスの推進

- ・はんこレス…各種書式の見直しを行うことで、押印作業の削減を図る。
- ・FAXレス…広告等については、断りの連絡を入れるとともに、ファックスでのやり取りを求める相手先には、メール等への変更を要請する。
- ・ペーパーレス…ICTの活用により、各種資料についてはペーパーの使用量の削減を図る。印刷ミスなどにより発生した損紙の再利用を推進する。
- ・キャッシュレス…現金徴収が発生する手続きについては振込等への変更を進める。
- ・タッチレス…オンライン面会やリモート外出など、タッチレスの取組を推進する。

エ 移転後を見据えた検討

移転改築に当たってのコンセプトの一つである『自立・安定した施設運営の構築』において、利用者の自助支援と自己実現の実感に寄与すること、働き方改革推進の一環として最新鋭の通信環境の整備や積極的なICTの活用を目指すことを目的とした、「ICT技術の導入」を謳っている。これを踏まえ、デジタル化時代に対応すべく先端技術を取り入れるなど、デジタルトランスフォーメーションを推し進めるため、必要とされるICTや介護機器について積極的な導入についての検討を重ねる。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

職員等が安心して利用者支援ができるよう、2名支援（介助）の構築及びフォローアップ体制の充実を図り、働きやすい職場環境を整えていく。

「事業団ライフ・ワークバランス推進行動計画」に則り、ライフ・ワークバランスを推奨するとともに、職員間で様々な場面でコミュニケーションの機会を意図的に設定し、日常業務に対するレクチャーと精神面での不安解消等を図っていく。ま

た、職員一人ひとりを尊重し、互いに支い合える職場風土の醸成や、利用者・支援者の双方にメリットのある環境整備の推進により、長く働きたいと思える職場づくりを心がける。

(4) アクション⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------